

平成 26 年度第 1 回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
平成 26 年 8 月 6 日（水）午後 2 時～午後 3 時 30 分
- ◆ 開催場所
練馬区役所 1907 会議室（本庁舎 19 階）
- ◆ 出席者
出席委員 5 名（会長 ほか 4 名）
区側出席者 6 名（教育長、文化・生涯学習課長、ほか職員 4 名）
- ◆ 議事
1 諮問
2 審議
平成 26 年度指定・登録文化財について
- ◆ 報告事項
1 平成 25 年度登録文化財の経過報告
2 平成 26 年度文化財関連事業計画
・区指定有形民俗文化財「下練馬の富士塚」の改修について
3 外かく環状道路工事にともなう埋蔵文化財（遺跡）の発見について
4 文化財保護審議会への要望書
5 その他
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：4 人）
- ◆ 配布資料
資料 1-1 平成 25 年度登録文化財関係（練馬区教育委員会告示第 5 号：写）
資料 1-2 平成 25 年度登録文化財関係（「ねりま区報」平成 26 年 3 月 1 日号：写）
資料 1-3 平成 25 年度登録文化財関係（「ねりまの文化財」第 91 号）
資料 2 平成 26 年度 文化財関連事業計画
資料 3 下練馬の富士塚の改修のあらまし
資料 4 東京外かく環状道路（関東～東名）大泉ジャンクション周辺工事における埋蔵文化財（遺跡）の発見およびその取扱いについて
資料 5 文化財保護審議会への要望書
- ◆ 事務局
練馬区 区民生活事業本部 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
TEL 5984-2442

会議の要旨

- <会長> 開会の挨拶
- <事務局> 会議の成立について

<文化・生涯学習課長> 会議の公開について

<教育長>

平成 26 年度練馬区指定・登録文化財について、練馬区文化財保護条例に基づき、下記のとおり諮問いたします。平成 26 年 8 月 6 日 練馬区教育委員会

文化財を指定・登録することについて 3 件、内容については別紙のとおりになりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

<教育長> 挨拶

また、本日の審議会におきましては、のちほど東京外かく環状道路大泉ジャンクション周辺工事における遺跡の発見などにつきましても報告させていただきたく思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

退席

<会長>

それでは審議に入ります。説明をお願いいたします。

<文化・生涯学習課長>

本年度の諮問は、文化財の指定案件が 1 件、登録案件が 2 件でございます。それぞれについて担当者から説明いたします。

<事務局>

1 文化財を指定することについて No.1 「金銅製飾具」の説明

なお、諮問文は、平成 2 年度に登録した際の答申文をそのまま記載しています。追加資料としまして昭和 58 年に刊行した報告書『貫井二丁目遺跡』の一部をコピーしたものです。非常に事例が少ないもので、8 世紀前半の土師器と共伴する類似例があることから、この時期のものとしています。また、H 2 号住居址の床から 20cm くらい上の位置から出土しています。

<会長>

何か質問はございますか。

<委員>

一点目ですが、追加資料の報告書の文章によると「馬具状帯飾」と書いてありますが、これは鍔帯、ベルトのバックルのようなものとして考えてよいのでしょうか。

<事務局>

はい。

<委員>

次に、この出土遺跡のあたりの武蔵国の郡名と郷名がわかったら教えてください。

<事務局>

今すぐには答えられませんので、調べさせていただきます。

<委員>

あと伴出遺物には他に何かありますか。本件が役人のベルトであるとすれば、役人の所在を示すことで非常に貴重な資料ということになります。役人ということであれば文字を書きましますので、伴出遺物として硯ですとか、転用硯のように土器を硯に転用したものなどがあれば、よりその関係が分かると思います。

<文化・生涯学習課長>

一点目の鍔帯についてですが、追加資料としてあげた報告書のレポートの最後にも書いてあります。また大谷さんが論文で書いておまして、このタイプの金銅製の飾金具と鍔帯が同時

に伴出して出土している例が長野県にございます。あるいは、平城京跡からも、金属製の銚帯と一緒にこれらを回収されているというような出土状況を示しているのがありまして、7世紀末から8世紀代以降のものについて、馬具としての使用ではなく、銚帯の飾金具だと考えられている点の一つあります。

あと、貫井二丁目遺跡の伴出遺物に関しましては、遺構としては住居跡の他に土器の焼成壙が出ておりますが、伴出遺物としましては文字に関わる転用硯や墨書土器が出土しておりますので、その辺につきましては次回までに資料を用意させていただきたいと思っております。

<委員>

地方官衙と言いますか、郡家よりも下のレベルのことを考える上では非常に大事なものだと思いますし、そういうものが出土していることになれば、さらにこの銚帯の文化財的な価値も高まると思います。

<会長>

他に何かありますか。

<委員>

森先生の話と関わってくると思いますが、諮問文の最後に「律令制下の地方集落を考える上で重要」と記されていますが、どの点がどのように重要であるのか、その辺をもう少し詳しく書いていただければ、わかりやすくなるのではないのでしょうか。

<委員>

結局、遺跡の種類はなかなかわからないわけですね。例えば、木簡とか文字資料がたくさん出てくれば、郡に関する役所だということになり「官衙」ということになるんですが、大概はよくわからないから「集落」と書いておいて、ただそのなかでやはりこういう特殊な文字資料とか墨書土器があるとすると、ひょっとすると郡家より下の郡家出先機関、つまり区役所でも出張所・派出所のようなものがありますよね、そのような形で古代でも行政をしていたということが分かってますから、そういう出先の場所であったり、地域を治める拠点的な場所である可能性もあります。もう少し遺跡としての面的な点がないとダメだとは思いますが、ただ遺物としては転用硯や墨書土器が出ているということになれば、文字を書けるとともに、帯飾りとは役人がするベルトですから、そのような地方役人がいたという大きな証拠だと、通常は歴史考古学では考えられています。ですので、先ほどおっしゃった伴出遺物があるのであれば、その点を答申文に書いて、役人的な性格とつなげて書いていただければ、文化財としての価値がより高まると思います。

<事務局>

答申文ではそのようにいたします。

<会長>

他に意見ございますか。

<副会長>

諮問文に「表面には毛彫りが施されている」とありますが、それは資料の写真や図のなかのどの部分にあたるのでしょうか。毛彫りの紋様というのは、図にみえるお米のようなツブツブのことを言っているのか、それとも写真には出ていないのか教えてください。

<事務局>

写真ではわかりにくいと思うのですが、図にみえる米粒みたいな模様の部分はその装飾にあたります。

<副会長>

つまり細長い帯状の区画がありこれも毛彫りで彫られており、その中に楕円形の小さい丸が彫られているということですか。

<事務局>

はい、そうです。

<副会長>

そういうことであれば、文章表現は「表面には毛彫りで〇〇状の〇〇が表されている」というように書いていただいたほうが、よいのではないのでしょうか。

<事務局>

はい。答申文ではご指摘のあったところを加えるようにします。

<副会長>

じつは7世紀末～8世紀初めころに、丸い魚々子（ななこ）の鑿を使ったものが金銅仏にたくさん出てくるのですが、この一個一個の米粒型のものが同じもので砧鑿のような型で押しであるのか、それとも一個一個やっているのか、この時代の金工品を考えるとときには知りたところですので、次回にはぜひ教えていただきたいと思います。

<事務局>

はい。調べてみます。

<会長>

他にありますか。

<委員>

この貫井二丁目遺跡の調査を行った範囲や規模がどの程度であったのか、そして、どのくらいの住居跡などが出てきたのか、調査の全体像について教えてください。

<事務局>

遺跡の概要につきましては、貫井二丁目の都営住宅の建て替えに伴う調査であり、場所は標高 40～42mの台地に立地しますが、貫東川を挟んで対岸に中村橋遺跡という遺跡があります。遺跡からは縄文、弥生、奈良・平安時代の住居跡が出ており、近世の墓や人骨も出土しています。落合式の焼成壙が1基、H2号住居跡の近くから検出されました。住居跡の軒数自体は、比較的練馬区でも多いほうだと思いますが、全体で土師器の伴う住居跡は18軒出ています。

<文化・生涯学習課長>

次回に、遺跡の全体図の平面図と、先ほどお話のあった豊島郡衙との関係がわかるような遺跡の位置関係を示す図面も含めて出すようにいたします。他の方の論文等ではいわゆる「乗漕（のりぬま）駅」に比定するというような方もいらっしゃいますので、それらの点もわかるような資料を出させていただきます。

<会長>

他にありますか。ないようでしたら次をお願いいたします。

<事務局>

2文化財を登録することについて No.1「加藤家文書」の説明

<会長>

質問、ご意見はありますか。

<委員>

説明にもあったように、たしかに村役人でないお宅で、明治・大正期も含んではおりますがこれだけの古文書が残されているのは珍しい事例だと思います。

<副会長>

出羽国という東北にある長瀬藩主の米津家と、文書の所有者である小樽村の加藤家との関係についての説明を、今後答申文を作る際には書き加えていただいた方がよいのではないのでしょうか。ふつうに読むと、なぜ東北にいる人に関わる文書が加藤家に残るのか疑問に感じてしまうと思いますので。

<事務局>

はい、たしかにこの文章ですと疑問に思われてしまうかもしれませんが、何らかの説明をしたいと思います。じつは米津家は、出羽国長瀬藩主ではあるのですが、所領の多くは武蔵国に散在する形で持っていましたので、その所領の一つである小樽村の百姓が加藤家ということになります。その意味では、米津家と加藤家は、年貢や諸役を課す側と納める側という関係になります。

<会長>

文書の内容自体は練馬の内容ですよ。

<事務局>

はい、旧小樽村に関わるものです。

<委員>

米津氏には関東に所領があるんだという所領関係について説明しておいたほうが分かりやすいかもしれませんね。

<事務局>

はい、そのようにいたします。

<会長>

他にはいかがでしょうか。

文書の目録を見ると、江戸時代のものは年貢や諸役の取り立てに関係しているものが多いので村役を何かやっていたのではないですかね。

<委員>

ただ、目録の差出・受取を見ますと、名主や組頭なりが市右衛門に出していますので、村のなかでの年貢のやりとりではないのでしょうか。

<事務局>

はい、そのとおりで、これらの大部分は年貢を納めて名主や組頭からもらった請取状・皆済状になります。この文書の受取者である市右衛門は加藤家の先祖であり、年貢を納めた側になりますので、この文書群からは村役をやっていたかどうかは分かりません。

<委員>

この資料の保存状況はどんな感じなんですか。

<事務局>

保存状況は良好です。とくに江戸時代の文書であってもほとんどに虫食いなどのない状態です。蔵の中で保管されてきたとのこと。

<会長>

今回どのような経過でここに出てきたのですか。

<事務局>

所有者の方が蔵の整理をした際に出てきたようでして、昨年に石神井公園ふるさと文化館に問い合わせがあり、こちらで見せてもらえたということになります。

<委員>

文書は一点一点保存用の封筒に入れるというような措置はとっているのでしょうか。

<事務局>

これから行う予定です。

<会長>

他にはありますか。では、次の説明をお願いします。

<事務局>

No.2「高松の御嶽講関係資料」の説明

なお、今回登録対象候補の基準としましては、御嶽一山開闢社の講に直接かかわるもの、および講が密接にかかわり御嶽信仰の拠り所としてきた御嶽神社に関わるものとししました。目録には登録の対象候補と考えている資料にそれぞれ星マークを付けてありますので、ご確認ください。

<会長>

何かご質問ありますか。

<委員>

区内には御嶽信仰はどのくらいあったのですか。

<事務局>

練馬区内の木曾御嶽信仰は明治・大正期ころが盛んだったようですが、現在でも御嶽神社は区内に少なくとも4社あり、それぞれの神社を拠り所として講も残って活動しています。ただ、講の結成時からの文書や道具類が、このような形でまとまって残っているのは他にはないようです。

<委員>

資料目録に載せているのが全部ですか。

<事務局>

はい、そうです。

<委員>

登録の対象から外れた資料の保管は、どうされるのですか。

<事務局>

今まで講社のほうで一括して保管されていますので、そのまま保管されると思いますし、そのようにお願いしたいと考えています。

<会長>

今回の登録の対象外となっている資料はどのようなものですか。講とは関係ない家の資料などが入っているのでしょうか。

<事務局>

目録をご覧いただくと、例えばNo.1の「御年貢通帳」やNo.2の売上帳などは、講の先達の家で文書として内容的には講とは直接関係のないものです。このような先達の家に関わる個人的な家の文書が、明治初期のものに若干含まれておりましたので、今回の対象から外すことになりました。

<委員>

講に関係するかしらないかと厳密に言えば、とくに明治初期の文書はたしかに直接関係ないとは思いますが、講に関わった中心人物である先達に関わる資料ということで、しかもそんなに点数があるわけではありませんし、文書群として一括してのいいのではないのでしょうか。

<会長>

たしかにそのほうが紛らわしくなくて、分かりやすいよね。

<事務局>

そうですね。おっしゃるとおり、まったく無関係ではなく、先達に関わる関係資料ということで含めることはできると思います。検討いたします。

<副会長>

登録の場合は、種別とかはないのでしょうか。

<事務局>

諮問する際には種別は申しあげず、諮問文にも記載しないのですが、今のところ事務局としましては、種別は有形民俗文化財で登録できないかと考えております。

<文化・生涯学習課長>

今回は有形民俗文化財ということで、いわゆる古文書とかそういうことではなく考えていますので、じつは選ぶ際には、いわゆる信仰、宗教法人としての位置づけもございますので、その辺についても今後その観点を入れていただいて、いわゆる民間信仰としての民俗文化財として理解して今回出ささせていただいていますので、宗教法人としての活動に関わるもので講に関係ないものは除外するというので、今回登録対象を選択したということになります。

<会長>

現在、講は活動されているのですか。構成員はどのくらいですか。

<事務局>

活動しております。講員は百二十数人と聞いています。

<副会長>

今日まで活動していて、有形民俗文化財に登録しようという時に、今回古文書としてあげたものが昭和40年まであり区切ってありますが、今日まで活動しているとなると、最近使われたバスの切符とかメール代なども含まれると思うのですが、そのあたりの基準をどう考えるか。国や都道府県よりも、市区町村で有形民俗文化財を活発に指定・登録することはいいことだとは思いますが、有形民俗文化財の指定・登録の基準ですとか捉え方ですとか、例えば何年代の資料を指定・登録するのかといった基準について、今後検討していただいて教えていただければと思います。

<事務局>

今回の古文書が昭和40年代のものまで入っている理由としましては、じつは所有者である講は昨年宗教法人になったんですが、それを機に整理したときに、まとまって出てきたのが、今回の資料となります。そのなかに一括してあった資料のなかの文書類が昭和40年代までであったということになりますので、それ以降現在までの文書は残っていません。明治10年代から昭和40年代までが一括して残っていたということです。したがって、今回の資料は宗教法人になる以前の講に所有されていたものという分け方もできると思います。

<副会長>

資料の伝存は、何代も先達をなさっている篠田さんのお手元にあったのではなく、御嶽一山開闢講社の建物のどこかに保存されていたのですか。

<事務局>

はい。御嶽神社の社務所と拝殿が一緒になっているのですが、そこに置かれた箱の中に入る形で保管されていました。

<副会長>

その箱は今回の登録に入っておりますか。

<事務局>

はい。資料目録の「その他」として木箱を入れてあります。

<会長>

いかがでしょうか。よろしいですか。では、以上で審議事項を終了いたします。

続きまして、報告事項について事務局のほうからお願いします。

<事務局>

報告(1) 平成25年度登録文化財の経過報告(資料1-1、資料1-2、資料1-3)

<会長>

ここまでで何か質問ございますか。では、続いてお願いします。

<文化・生涯学習課長>

報告(2) 平成26年度文化財関連事業報告の説明(資料2)

<事務局>

指定文化財「下練馬の富士塚」の改修について説明(資料3)

今年度、指定有形民俗文化財の「下練馬の富士塚」が全体的に老朽化が進んでいるということで、富士塚を管理している北町の町会有志の方々を中心に改修を行うことになり、文化財補助金交付申請がありました。今回の改修工事のうち補助金の交付対象としますのは、文化財の保護、富士塚の損壊等を防ぐために必要と考えられる整備事業、具体的には通路の整備、石造物の補正、塚の崩壊予防を中心としたものになる予定です。

<会長>

何かご質問はありますか。

<副会長>

この資料3の図面類はどかが作ってどこに対して出したものですか。

<事務局>

「下練馬の富士塚」を管理し今回の改修を計画した町会の皆さんが、設計の人に依頼し作成したもので、補助金交付申請の添付書類として提出されたものです。

<副会長>

補助金の補助率は何パーセントですか。

<事務局>

補助金の対象事業となる事業の2分の1になります。

<副会長>

それ以外の登山ルートや下山ルートの新設というのは、いいとは思いますが、文化財の形が変わるとするのは新たに「改修する」という面があると思うんですね。そうすると、そのことについて下山ルートを作るとか、他のものに手を加えるということなどについては、どのようなご意見を持っていますか。

<事務局>

この富士塚は「有形民俗文化財」として指定していることもあり、歴史とともに推移し変わっていくものであると考えていますので、文化財の価値が大きく損なわれないかぎり、基本的には住民の人たちの意向を尊重しながらやっという方針でいます。

<会長>

多少の現状変更はやむを得ないということでしょうか。

<事務局>

はい。地域の人たちが、富士塚を一つの地域の活性化する拠点にしたいという思いが強いこともあります。

<副会長>

有形民俗文化財の場合は、とくに現状変更とは関係なく、信仰に関わることだったら、現在の人の考えで、どのように変えていっても傍観するというご判断ですか。会長から「現状変更」という言葉が出てきましたが、現状変更についての届出はなくても有形民俗の場合はいいだろうということですか。

<事務局>

もちろん現状変更の届出は必要です。ただ、今回の交付申請書の中身の範囲では、文化財の中身の価値をなくすようなことはないだろうと受けとめ判断したということになります。

<副会長>

そこが有形民俗文化財に色々な問題を含んでいることだろうと思います。例えば、考古遺物とか、美術工芸品などの場合だと、現在の人がこのように使いたいからといっても、そこに改変することは、現状保存の原則から外れるので、現状変更等の理由があって初めてなるほどということになると思います。その辺を今後よくお考えになった方が良いでしょう。

この資料をみてまず思ったのは、富士塚の「改修」という言葉で書いてありますが、この「改修」というのは文化財にはふさわしくない言葉だと思います。改修もオッケー、改修にも補助金を適用するということになりますと、ではここにコンクリートのお店を作ってもいいのかというようなことになりますので、その辺のご検討を今後お願いいたします。補助金を適用する以外の部分は、修復ではなく文化財に対する改変であることは確かでしょうから、的確なご指導をお願いしたいと思います。

<文化・生涯学習課長>

今日、報告事項として出させていただきましたが、今回は国の有形民俗文化財等の取扱いにならって処置しておりまして、書類を作成・提出するまでの間は何回か、地元のご希望等を勘案して協議を重ねましてこの図面を最終的に作ってきています。登山道の修復、あるいは新規登山道の新設、これは現状の講のあり方、現在も富士講を続けていますので、山開きなどの行事のあり方、そういうものを含めまして議論させていただきながら、提出書類にまとめてきています。但し、指定文化財につきましては、有形民俗文化財の範囲ということで、おおむね塚の範囲ということに決めております。したがって、その範囲の中で行うものと、範囲外でそれに影響が及ぶ行為ということで分けて計画しております。

このなかで例えば鳥居の新設など様々なものが出てきてはいたのですが、やめていただいたものもかなりあります。全体としては、修復と改修という形で行われるのですが、地元では「平成の大改修」という言い方をされておりまして、その中味が崩落防止などの保存部分と、樹木等による崩落防止のための補植部分なども含めておりますので、ある一定、文化財としてはこれでいいだろうと考えております。

今日、報告事項として出させていただいたのは、全体補助金事業と考えていますので現状変更不要ということで、これは文化財保護法の考えかたと一緒ですけれども、自分のところでやる時には現状変更の届出が必要ですが、今回は補助金事業ということで事業の全体を出していただいて、これで審査をさせていただいたということになります。

具体的に言えば、登山道の修復、石造物の配置で傾いて落ちそうなものの補修ですとか、それに対して補助金対応をし、それ以外の例えば範囲外のお休み処などは、文化財の活用面から大きな文化財の価値に影響しないというようなことを議論しまして、まとめさせていただきましたので、今後工事を進めさせていただくなかで今日報告という形をとらせていただいとご理解いただきたいと思います。たしかに、有形民俗文化財は、現状保存というと簡単なんですけど、現状保存部分と富士塚の価値に悪影響を及ぼすとか、ここに新たに崩して何かを造るとか、そういうことはこの中には含まれていませんので、そういう観点から調整させていただいたということです。

<会長>

他に何かございますか。

<委員>

富士塚が残るということですから結構なことだと思います。ただ、現況がどんなふうになっているか十分に記録していただくということをお願いします。往々にして出来てしまうと、きれいになりすぎて、例えば、石造物等も入れ替えとかあって、いつの時点の石造物か分からなくなることもあると思いますので、きちんと記録だけはとっておくようにお願いします。

<事務局>

はい。そのようにいたします。

<会長>

この件についてはよろしいですか。では、次の報告をお願いします。

<事務局>

報告(3) 東京外かく環状道路大泉ジャンクション周辺工事における埋蔵文化財(遺跡)の発見およびその取扱いについての説明(資料4)。

<文化・生涯学習課長>

報告(4) 文化財保護審議会への要望書(「旧八の釜憩いの森の丁寧な発掘を求める要望書」)についての説明(資料5)

<会長>

この件に関して質問はございますか。

<委員>

資料4の図を使って説明をお願いしたいのですが、まず北東部分に比丘尼橋遺跡がありますが、この範囲がどのくらい広がっていくのかという点と、次に、この外かん計画範囲の中に旧八の釜憩いの森がありますが、この計画範囲でどのように発掘していくのかという点について教えてください。

<事務局>

まず今回の対象地は遺跡には入っていません。工事中の立会調査に際して遺跡が発見されましたので、遺跡の発見通知を出していただいて遺跡と同じ扱いにした。比丘尼橋遺跡につづく遺跡かなとは思いますが、それを示す積極的な根拠がないので、「比丘尼橋遺跡C地点」という別遺跡として発見届を出しました。この赤線で示した範囲が計画道路範囲ですが、おおむね

地形から推定しますと、東映通りから北側部分が一応遺跡の範囲、比丘尼橋遺跡C地点の範囲としました。今回赤丸マークで示したところが立会調査で遺跡が発見された場所です。

<委員>

調査の方法についてはどういう形で行うのでしょうか。

<事務局>

調査方法は、遺跡の範囲が広いので、まず遺跡が確実に発見されたところを中心に、遺跡の広がりを確認しながら遺跡が見つかったところについては同時に本調査を進めていくということになります。

<文化・生涯学習課長>

補足しますが、まず一点目の質問ですが、比丘尼橋遺跡の延長の台地上にあります。比丘尼橋の範囲が崖線の上の部分にあたりまして、今回発見されたところは同じ台地つづきになりますので、この崖線上に分布する遺跡であるということはまず一つの共通項になります。それから、比丘尼橋遺跡で発見された縄文時代のものと旧石器時代のものが発見されていますが、遺跡の内容としても、今回の立会調査で見つかったものは同じ時期のものです。そういう意味ですと、比丘尼橋遺跡と切れるかどうかはまだはっきりしませんが、延長上に同一の時期の遺跡が存在しているということが確認できたということになります。今後調査が進んでいくなかで比丘尼橋遺跡との連続性が明らかになっていくと思っています。

次にもう一点、調査の仕方ですが、外かん計画範囲ということで外かん工事範囲によって遺跡に影響がある範囲については、文化財保護法に基づいてきちんとした記録保存をしていきたいと考えております。まず、旧八の釜の憩い森の部分は、面的にある程度まとまった広さを確保していますので、ここについては本発掘調査に入るという予定です。あと、その他の部分の範囲につきましては、いわゆる用地取得がまだ全て終わっているわけではありませんので、用地取得が出来ているところから確認をしていきながら、遺跡がそこで確認されればその範囲をつかんで本調査対象にしていくということで考えております。

調査自体は東京都の埋蔵文化財センターが担当するというので進めていきますので、こちらも区として都と協調しながら、逐次調査の状況を把握しながら、成果が上がってくれば何らかの形でこの会でも報告をし、いろんな形で皆さんにお知らせしていきたいと思っています。

<会長>

これまでの説明について何かございますか。

<副会長>

先ほどのご説明どおりに進めていっていただくことが何よりも大事なことだと思います。審議会への要望書をいただいておりますが、審議会は実際には何か実行するところではありませんが、ぜひこの機会に審議会への報告と、一般区民の方への経過の周知、結果の周知ということもぜひご利用いただければと思っています。よろしく願いいたします。

<文化・生涯学習課長>

今、副会長からもご意見いただきましたので、私どもも、きちんとした形で調査ができるように東京都と連携して進めさせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

<会長>

よろしいでしょうか。では、以上で報告事項を終わりたいと思います。

<事務局>

報告(5) その他 事務連絡

次回の文化財保護審議会（視察）の日程について
<会長>

では、本日はこれにて閉会いたします。